

くらしと協同の研究所

第 25 回総会 議案書

開催日 : 2017 年 6 月 24 日 (土) 17:45~18:30

会 場 : 同志社大学 良心館 RY104 号教室

(ご注意)

- ・「総会記念シンポジウム」は、13:00~17:30 同会場で開催します。
- ・詳細は「第 25 回総会記念シンポジウムご案内」をご覧ください。
- ・総会当日は、この『議案書』をご持参ください。



くらしと協同の研究所

〒604-0857

京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町 258 コープ御所南ビル 4F

TEL 075-256-3335 FAX 075-211-5037

Email kki@ma1.seikyoku.ne.jp (← ma1 の 1 は数字です)

URL <http://www.kurashitokyodo.jp>

第 25 回総会議案と議事次第

- 議 案**
- 第 1 号議案 2016 年度 活動のまとめ、会計報告
- 第 2 号議案 2017 年度 活動方針及び予算
- 第 3 号議案 規約改正の件
- 第 4 号議案 役員改選の件(25 期 26 期)
※役員候補者名簿は当日配布します。

- 議事次第**
- 一、開会・議長確認
- 二、議事録署名人の選出
- 三、議案提案と審議、採決
- 第 1 号議案、第 2 号議案
- 第 3 号議案、第 4 号議案

同	審議
同	採決

四、閉会

※総会終了後、懇親交流会をパレスサイドホテルにて開催いたします。
お手数ですが会場まで徒歩にて移動をお願いします。

第 25 回総会によせて

くらしと協同の研究所理事長 的場信樹

今年は本研究所の創立から 25 年が経ち区切りの年になる。この四半世紀を振り返ってみると、問題発生連続でその都度対応に追われていたような印象があるが、じつはこの間研究所の基本構造はほとんど変わっていない。大きな変化といえば、2002 年の企画委員会の設置ぐらいで、ほかには必要に応じて研究委員会や運営委員会のメンバーを補充して対応してきたというのが実態であった。この研究所が今年大きな変化を迎える。

これまで日常の業務執行の中心であった運営委員会は研究委員会によって選出されていた。今回は、運営委員会は常任理事会の下で日常的な執行に当たることとし、常任理事会→運営委員会という責任の所在を明確にすることになる。また、事業活動の意思決定機関でありかつ研究交流の場でもあった研究委員会の機能を分離し、意思決定機能は常任理事会→運営委員会に委譲し、新たな研究交流の場として「くらしと協同全体研究会」を設置し、これにともない研究委員会は廃止されることになる。

これは、世代交代に直面している研究者の実態を反映したものである。つまり、組織運営は若手研究者に委ね、研究活動は創立以来の研究者を含む全員で取り組もうというものであり、これによって世代継承を実現していくことができる。これが今回の組織改革の目的である。もちろん組織改革自体が目的ではない。これによって、くらしと協同の事業に貢献しうる新しい研究者と研究成果の登場が期待されている。また、その可能性が現実になる手応えが感じられたからこそ、今回の組織改革はこのような目の見えることができたのである。

翻ってみると、研究所が経験したこの四半世紀は、世界の歴史的変化が実感される時間だった。ドラッカーが指摘したように、世界は知識社会化し組織社会化した。個人が獲得する知識量が膨大になり、その知識も細分化した専門的知識が求められるようになり、研究者の数はこの間 1.5 倍に増加し、それに反比例して研究者の発言力は低下した。研究者には専門的研究だけでなく、それらを結合して成果を出すことができるマネジャーの役割も求められるようになった。研究へのニーズは増加しているが、研究者のあり方は変化している。本研究所もこうしたトレンドに対応していくことが求められている。

もちろん研究所が変化に対応するだけでは存在意義が問われかねない。今日のグローバリゼーションにも、競争が激化して格差が拡大し、国家主権や地方自治が破壊されるという批判がある一方、科学技術が発展し多くの国で貧困からの脱却が進んでいるという評価もある。こうした錯綜した状況があることは否定できないとしても、この一連の過程の基礎に自由と平等の国際的規模での拡がりがあることを認めないわけにはいかない。もともと協同組合は 19 世紀のグローバリゼーションの結果引き起こされた貧困と不平等を克服するために新しい社会運動=事業を創出し、新しい 20 世紀の自由と平等の実現に貢献した歴史をもっている。協同組合の日々の実践を普遍化し、その意味を提起することは研究所にこそ可能である。もちろんこれは研究所の役割のほんの一部に過ぎない。人々の実践である《くらし》と協同組合の日々の実践である《協同》の現場には無数の研究の種が存在する。今回の組織改革は、こうした課題に応えられる新しい研究者と研究成果が登場するための第一歩として、必要最低限の条件を整備するものである。

会員各位には、今回の組織改革の意義を理解し、できれば研究所の歩みを成果が目に見える形で現われるまで長い目で見守り、かつ研究所の事業に参加していただきたい。

第1号議案 2016年度活動のまとめ、会計報告

2016年度 活動のまとめ

全体のふりかえり

2016年度は、「基幹研究会を中心とした調査研究活動」と、「組織改革・収支バランスのとれた研究所運営」を二つの大きな柱に位置付けて取り組んできました。

- ①調査研究活動については、生協労働論の構築を目的に「生協労働研究会」が実質的にスタートし、現場実態を把握するため調査項目の検討をおこなってきました。「くらし福祉研究会」では、昨年ヒアリング調査も踏まえて、調査対象を決め現場訪問をおこなってきました。報告書は年内中に発行します。
- ②運営体制の見直しについては、担い手の継承など、持続可能な組織の在り方を検討してきました。また、研究活動への会員の幅広い参加・発表の場のあり方などの見直し論議を進めてきました。
- ③『くらしと協同』の執筆者や協同組合学会など個人のつながりで集まった全国の20歳～30歳の若手研究者の集まりが2回開催され、その成果として第25回総会記念シンポジウムの分科会企画につながっています。
- ④第24回総会記念シンポジウム「地域再生と協同～協同組合に何を期待するか」をテーマに現代社会における地域の中での協同組合の役割を検討しました。内山節氏が記念講演をおこない、その後のパネルディスカッションでは、3名の識者に地域の再生とそこでの協同組合の関与についてコメントがあり、翌日は、3つの分科会がおこなわれました。
- ⑤第18回生協組合員理事トップセミナーは「生協の未来を創造するために、私たち組合員理事が、考え、できること～ドラッカーの自己評価手法を使って～」をテーマに開催し、18生協52名が参加し、組合員理事が自生協の未来に様々な角度から考える場となりました。
- ⑥『くらしと協同』は、大学生協に関連して「事業連合化における単協の独自性について」、地域経済に関連して「協同組合の役割をもう一度考えてみる」、高齢社会に関連して「生協組合員の実態とその対応について」企画し、生活協同組合が抱える今日的課題を様々な角度から考えてみました。
- ⑦公開講座「T P P問題を考える」は、研究所の会員ばかりではなく、地域諸団体、個人の参加が目立ちました。社会的関心の高い課題をテーマに企画することで地域に開かれた研究所としての役割を認識する機会となりました。
- ⑧前年度の赤字決算をうけて、常任理事会を中心に、日常的に予算を意識しその範囲で活動することに努めるなど、予算執行を厳しくコントロールしてきました。その中でL C C（格安航空）など交通機関の選択の幅が広がっていることを考慮して実費負担のあり方、研究所課題と会員の大学研究との連携、他の研究所との連携、そして研究活動と財政活用の幅を広げることなど新たな検討課題が見えてきました。

分野別課題の振り返り

I. 調査研究活動の推進

1. 2つの基幹研究会を柱にした調査研究活動をすすめてきました。

(1) 暮らし福祉研究会

これまでに研究会メンバーの問題関心に沿って14生協、2団体、4地域に調査をおこないました。「安心できる地域と、協同組合の役割」という研究テーマのもとに、2014年7月から今年度までの研究活動と、第23回及び第24回シンポジウムでの報告等を踏まえ、2年間の研究活動のまとめを行い、2017年には研究成果として報告書を発行します。

(2) 生協労働研究会

研究会は第1クールの2年間のうち今年度は生協職員論の先行研究のふりかえりと生協労働の実態調査項目の検討をおこなってきました。

第1回(2016.1/30)研究会から7月まで、6月を除き毎月開催しました。2月27日に山縣寿宏氏(諏訪東京理科大)には全国の生協労働の状況について、4/26西井賢悟氏(JC総研)にはJA職員意識と行動調査について報告をいただき、アンケート調査の認識の共有をすすめてきました。

2. 受託事業「ヘルスコープおおさか職員意識調査」

2月16日ヘルスコープ職員調査の結果報告会を役員(執行役員を含む)参加のもと開催しました。2014年度より組合員調査、職員調査、そのためのヒアリングを行い、今回の報告会をもって本事業は終了となりました。

3. 公開研究会等の企画をすすめてきました。

(1) 「TPPの問題を考えるシンポジウム～TPP協定は私たちの暮らしに何をもたらすのか？」

9月24日(土)同志社大学・良心館にて小池恒男氏をコーディネータに、山田正彦氏が「TPP条約全文翻訳であきらかになった協定の内容とは」をテーマに記念講演をおこないました。その後、石原洋介氏「食の安全の視点から」、高山一夫氏「医療の視点から」、岡田知弘氏「地方自治の視点から」それぞれのコメントをいただきました。

(2) 全体の振り返り

- ・今回は前回（2015年11月21日）に引き続いて、第2回目の学習会の企画となります。今回は、全文翻訳で明らかになった協定の内容から見える問題を明らかにすること、そして食の安全、医療制度、地域の3分野についてコメントをいただきました。
- ・当日の参加者は80名で研究所の団体会員は少なく、個人会員と地域の諸団体、個人の参加が目立ちました。コープ自然派、農民組合の団体参加や市会議員の参加が多かったのも特徴です。
- ・参加者の感想は山田先生の講演がTPPの危険な内容の理解を促進しました。講演後のパネリスト3人のミニ報告は関心の高いテーマであったこともあってもっと時間をとってほしかったという声が多くありました。マスコミは赤旗、京都民報社が取材。
- ・その他の感想では「生協対象にした企画なので、食・医療・地方自治と多角的に取り上げたが、林業も水産物も関税の問題だけでなく産業そのものが壊される可能性が高い。TPPを多面的に捉えることが大事」、「案内チラシの中でGMO（遺伝子組み換え）や人工物の問題を強調したけれど生協関係者の参加が少なかったことを考えると企画の意図が十分に伝わらなかったのかもしれない」、「今後、TPP問題を系統的に取り組んで行く必要がある」、「TPP特集を『くらしと協同』で考えても良いのではないかなと思う」という声が寄せられました。

4. 自主研究会

(1) 協同組合による買物困難者支援研究会（2015.10設置）

12月15日に京都生協が実施している洛西地域での移動購買車を視察し、担当者にヒアリング、1月17日買い物サポートカー担当者へのヒアリングをおこないました。

(2) 新しい協同組合の研究会（2016.6設置）

日本生活協同組合連合会の設立総会宣言から65年たった今日、日本協同組合運動史等の文献から検証と今後の課題を議論しました。

II. 総会記念シンポジウム、組合理事トップセミナーの企画

1. 第24回総会シンポジウム

- ・「地域再生と協同～協同組合に期待すること」をテーマに、2016年6月25日(土)～26日(日)、コープイン京都で開催し、全国の役職員、生協組合員、研究者等277名が参加しました（シンポジウム162名、第1分科会50名、第2分科会49名、第3分科会16名）。
- ・今年のシンポジウムでは、格差を拡大させ続ける安倍首相の「地方創生」に対する対抗軸としての「地域再生」という立脚点に立って、「くらしの側から」地域がどのような現

状にあるのかを明らかにしつつ、若年層の動向も含めどのような行動が求められているのか、地域（＝住民）が主語となって協同組合の仕組みや組織・人材を使って「新たに創りあげるコミュニティ」（＝居場所をつくること、関係性を結ぶこと）とはどのようなものであるのか、といった様々な観点や発想から考えてみました。

- ・1日目のシンポジウムは、内山節氏が「地域再生と協同～協同組合に期待すること」をテーマに講演し、上野村における地域再生の取組を自らの体験をもとに、関係性の網（伝統的、文化的、人間的、生活等）について触れられました。都市部において関係性をつくる上で困難を抱え、地域になんらかの問題意識をもっている参加者からは講演内容に共感する声が多くありました。特に「上野村の子どもが、将来も上野村に残りたい」という調査結果に対して「自分の地域に誇りを持ち、将来にわたって安定した雇用があり、魅力ある地域社会が作れている」という感想が寄せられました。一方、『『地域再生と協同』』といいながら、その地域が都市の地域ではなく、農村部に中心をおくのは、生協の研究所としては解せない」という感想もありました。さらに「研究所の研究課題として『都市住民のくらしと地域』での大都市と地方都市の比較研究をやってほしい」という感想も寄せられました。

<パネルディスカッションについて>

- ・岡田知弘氏（地域経済と雇用）、小池恒男氏（T P P協定と地域づくり）、加賀美太記氏（地域を支える人育て）からは、地域に焦点を当てた議論をしていただきました。参加者はそれぞれの立場から議論を受けとめ、考えていこうとする感想が多かった一方、「時間が短い」、「もっと聴きたかった」という感想も多く、テーマからみて3人の先生の話しだけに絞ってもよかった、という声も寄せられました。

<深まったこと、今後に活かしたいことなど>

今回（初日）のシンポジウムを通じて、参加者それぞれに協同組合とはなにか、地域の課題とは、理想とする協同組合の役割やあり方について気づきがあり、「学んだことを仕事で活かす」などの感想がありました。

<2日目の分科会>

- ・第1分科会は「大規模化と事業連合化の時代に考える生協とガバナンス」と題し、協同組合にとって大きな課題である組合員に基づいた生協の運営をいかにつくりあげ強めていくかを論点とし、コープみらいと生活クラブ生協という2つの対照的な生協に登場していただき、実践報告と合わせて意見交換をおこないました。
- ・第2分科会は、くらし福祉研究会が企画し、「暮らしに気づく・暮らしを支える～生協にできること」というタイトルで、「くらしの困り事とは何か」「地域に必要な資源とは何か」を研究者自身の体験などに基づいて検討・交流しました。
- ・第3分科会は「原発被災と協同」というタイトルで、震災から5年が経ちながらも、いまだ十分な解決や復興にいたっていない状況を踏まえ、帰町政策の実際と地域の連帯の展望、そこでの協同組合の課題、そして福島原発災害の過去・現在・未来についての考察を実践と研究者の報告に基づいておこないました。

2. 第18回生協組合員理事トップセミナー

生協が歴史的に果たしてきた役割をふまえ、新しい時代、未来にふさわしい生協のあり方を想像し、生協の未来は私たちが創造するという思いで、いまやるべきことを考えていくことを、ワークショップを通じて具体化することをめざしました。

- ・2016年12月10日（土）～11日（日）、コープイン京都にて開催し、18生協、52名が参加しました（15年は23生協62名、14年は18生協47名）。
- ・内訳として、団体会員は11生協、非会員生協は7生協でそのうち1生協が初参加でした。
- ・呼びかけ人は、ならコープ、コープあいち、京都生協2名、パルコープ、コープしがで計6名のみなさんで企画から当日の運営をおこないました。
- ・懇親会は、計55名が集い、オプショナルツアーは、28名参加しました。
- ・会員のメリットと収支バランスを改善するために参加費の一部を改訂しました。
- ・報告書は2017年4月に発行しました。

<1日目企画：ワークショップ>

講師は若林靖永氏。「生協の未来を創造するために、私たち組合員理事が、考え、できること～ドラッカーの自己評価手法を使って～」グループワークを3クール実施し、セミナー終了後の事後課題として学んだことの成果を1週間以内に提出していただきました。

<2日目企画：講座>

①講座

- ・加賀美先生「グローバル化と地域経済―事業者としての協同組合の役割」11名
- ・青木先生「食卓と農の現場をつなぐ、生協らしい取組とは?」12名
- ・高山先生「医療・社会保障改革がくらしに及ぼす影響とは」13名
- ・杉本先生「生協は『消費者主権』をめざすべきなのか?」16名

②ミニ講演では、4講座の先生が15分のダイジェスト版を講演しました。

Ⅲ. 編集・広報活動の推進

1. 『くらしと協同』

若手研究者の発表の場としても位置付けて取り組んできた成果が1月の若手研究者集会につながりました。集会に集う研究者の多くが執筆を機会に研究所への関心を高める機会になりました。企画は編集委員の問題関心が基本にあり、その上で協同組合の現状に照らして、何らかの課題解決の糸口を発信できるように心がけてきました。

<2016 年度企画>

号（発行日）	特集	企画趣旨
夏号 （6月25日）	大学生協の変遷と新たな可能性	大学のグローバル化に伴う組織改革などの変化に対応して大学生協の事業連合への集中と大規模化が強められています。そのような中で大学生協と地域生協の歴史の変遷、大規模化のなかでの単協の独自性、学生の実態などから大学生協の可能性を考えてみました。
秋号 （9月25日）	事業に於ける「協同」の多様性に学ぶ	地域の抱える様々な課題に対して生活協同組合分野だけではない、異なる協同組合や事業者が地域の様々なところと連携し、多様な「協同」でもって地域の課題を乗り越えようとしている事例を紹介し、生協が事業として何をなすうるのかを問いかけてみました。
冬号 （12月25日）	「できることを生かすソーシャルインクルージョン」	生協組合員の高齢化に伴い、今生協現場で何が起きているのか、どう対応しているのかをコールセンター担当職員の座談会で考えてみました。障がい者がその能力を発揮するために様々にとりくんでいる事例を紹介し、高齢者がいきいきと生活するために何が必要なのかを考えてみました。
春号 （3月25日）	今農協はどうなっているのか？ 協同組合としての JA に学ぶ	農協批判がかつてなく厳しい状況のもとで、農協に問題がないわけではないという一方で、同じ協同組合として学ぶべき点も多いと思われます。生協や地域との関係でのとりくみ、農協が取り組む店舗事業、病院経営、理念教育などについて考えてみました。

2. 報告書等

- ①第24回総会記念シンポジウムの報告は、『くらしと協同・増刊号』（2016年9月）として発行しました。
- ②第18回生協組合員理事トップセミナーは、2016年5月に『報告集』を発行しました。
- ③基幹研究会「くらし福祉研究会」は、研究成果を報告書として2017年に発行します。
- ④『協う』99号～130号の合本(IV)は予約申し込み(有料)方式で受け付けをおこない、10冊の注文を受けました。また、研究所発行物の保存版として『協う』、『総会記念シンポジウム報告集』、『組合員理事トップセミナー報告集』を上製本として作成しました。

3. ホームページ

研究所の活動紹介や催しの開催案内を発信しました。また『くらしと協同』や報告書などの刊行物についても発行に合わせ随時掲載しました。

IV. 研究所の運営

1. 常任理事会を中心に研究所の組織改革論議をすすめてきました。

- (1) 常任理事会・理事会では、組織改革の討議、予算の進捗状況、重要課題について議論を深めました。
- (2) 企画委員会では研究所の活動と委員所属の生協の事業活動の共有をおこないました。しかし、企画委員より報告される生協での実践からその事例の意味づけなど研究所の研究課題につながるような議論を深めるにはいたりませんでした。

2. 研究活動を重視した研究委員会運営

- (1) 研究活動の報告と交流をおこなってきたが、調査研究に関わる発信や議論の深化、新たな研究課題を提起することは不十分でした。多くの時間を割いて組織改革の中の研究活動の組織活性化について論議が行われました。
 - ・運営委員会は研究委員会の役割を日常的に担うため毎月開催されました。組織改革の議論では、研究所の運営と研究活動を分離し、研究委員会及び従来の運営委員会の廃止と、研究活動への参加と発表の場について検討しました。
 - ・研究委員会を廃止することに関連して、研究活動を中心的に担ってきた集団をもっと大切にしてほしいという意見があり、個人会員を対象にした新たな研究者集団のあり方を検討することになりました。
- (2) 研究会は、任期を残して活動しているのは基幹研究会「生協労働研究会」と研究所の支援をうけて研究活動をおこなう自主研究会の「新しい協同組合」、「買い物困難者支援」のふたつになります。自主研究会は援助型の公募制にした 2014 年より 3 つの研究会の設立にとどまり、新しい研究会の設置が課題となっています。

3. 研究委員の広がりをつくれます

『くらしと協同』執筆者を中心に若手研究者に呼びかけて、情報交換と協同組合研究に関する議論・発信の場を設けました。その背景には、既存の協同組合だけでなく、ソーシャルビジネスや倫理的消費などを研究対象とする若手研究者が多くいること、しかし同じ協同組合でも農業・福祉などの分野に分かれている研究会が多く、研究者との交流が少ないのが実情だということがあります。今回、それらを統合し、若手研究者が集い、交流する機会を積み重ねていくことで、研究の継承・深化、ネットワーク・アクセスづくり、新たな研究成果の発信等を行っていくことを目的としておこなったものです。この成果として第 25 回（2017 年）総会記念シンポジウムの分科会のひとつを担当することになりました。

2号議案 2017年度活動方針及び予算

2017年度 活動方針

I. 調査研究活動の推進

くらしと協同の研究所は、生協における実践から普遍的な課題を抽出し、優れた実践を理論化することによって、他の生協や地域のさまざまな団体に参考にされるような研究成果を蓄積していくことを研究所の果たすべき役割とすることを提起しました（第21回総会、2013年）。この方針に基づき、本年度は基幹研究会の調査研究活動を中心に据えて生協との関係を強めていきます。また、会員を中心として構成される研究会と、その発表と交流の場である「くらしと協同全体研究会」が“くらし”と“協同”のあり方について研究活動を深化させることをめざします。

1. 研究したいという人たちの集まりの場の広がりでの研究活動の活性化をめざします。

(1) 研究所に登録される研究会のあり方を整理します。

研究所には常設の「基幹研究会」と公募により一定の援助金を支給される「自主研究会」がありました。今年度より自主研究会をあらため「公募研究会」という名称に統一します。基幹研究会と公募研究会はどちらも研究所が認めたテーマに則した研究であり、研究期間の最終年度には研究報告書が求められます。今年度より新設する「自由研究会」は、研究所からの援助金はできません。ただし、研究所に研究会として登録することで研究所の資源（書籍・発行物・個人、団体の会員との相互連携他）を活用することができます。今年度より「公募研究会」および「自由研究会」を広げていくことで、「くらしと協同」研究の深化で会員への貢献ができると考えています。

※「自由研究会」の呼称は議案確定後、「自由」という意味の誤解をさけるために呼称を「自主研究会」に統一します。

(2) 基幹研究会

1) 生協労働研究会

第1クールの最終年度（2017年12月）として生協労働実態調査・分析をおこないます。生協労働実態調査の本格調査を前にプレ調査をおこない、その結果をふまえてアンケート項目の見直しをおこないます。その上で、全国生協の中から調査対象生協を選定し、調査にはいります。

※第Ⅱクール（2018年1月～2020年1月）では調査分析を生協労働論の構築につなげます。

2) 新・基幹研究会の設置

2018年7月よりスタートできることをめざして、「生協の事業を多面的に継続していくためには何が必要なのか」という問題意識に基づいて、生協の事業、くらし福祉、生協労働をテーマにおこなってきた成果をふまえて次の基幹研究会の準備をすすめます。基幹研究会の責任者は会員とし、非会員は3割を超えない範囲を原則とします。

3) 公募研究会

研究所からの援助費が支給される公募研究会は2年を限度に活動し、年度ごとに援助費を支給します。公募研究会は所定の「公募研究会申請書」を運営委員会に提出し、審査の後、常任理事会の承認を経て発足します。申請書には研究テーマにもとづき2年間の研究活動計画と予算概算を作成します。年間いくつの公募研究会を認可するのかはその年度の予算枠のなかで決定します。研究会には会計担当を決め、予算を自主管理し、単年度ごとに会計報告書を提出していただきます。2年間の研究所終了の際は、規程に従い研究報告書を運営委員会に提出します。今年度の申請期限は7月28日(金)までとし、活動期間は2017年10月～2019年9月となります。公募研究会の責任者は会員とし、非会員は構成員の4割を超えない範囲を原則とします。

4) 自由研究会

基幹研究会、公募研究会以外の研究会で、運営委員会に研究会登録書を提出し、運営委員会が承認した研究会を「自由研究会」といいます。年度ごとに「活動報告書」を運営委員会に提出します。自由研究会の責任者は会員とし、非会員は構成員の6割を超えない範囲を原則とします。

2. くらしと協同全体研究会

くらしと協同全体研究会（以下「全体研究会」という）は、運営委員会のもとに置かれ、研究所に登録された研究会(基幹研究会、公募研究会、自由研究会)と個人会員の研究発表と交流の場とします。また、その時々状況に応じて論点を定め、全体研究会で論議を深め、「くらしと協同」の研究を深化させていく場とします。全体研究会の参加は広く会員によびかけます。そのために、年に1回以上開催します。運営委員会が必要に応じて全体研究会にむけた企画などの準備、当日の運営をすすめていくために準備会をもうけることができます。

3. 研究員登録制度

- ・研究員は研究所の調査研究活動に主体的に参画し、登録を希望する個人会員で構成します。研究員を希望する個人会員は「研究員登録用紙」を運営委員会に提出します。研究員は研究所の調査研究活動や講師活動に積極的に参加します。
- ・研究員は、外部からも閲覧いただけるようにホームページ上に掲示します

4. 研究者の広がりをつくります

- (1) 暮らしと協同に関する研究の多様化に対応して、研究所としても幅広い分野の研究者との交流をすすめます。さらに、若手研究者の参加の機会を増やします。
- (2) 昨年スタートした若手研究者の集いを引き続き「協同組合」に関する若手研究者の交流の場と位置づけ、若手研究者の主体性を尊重し、研究所としても支援していきます。

5. 会員生協との連携を強め、調査研究活動をすすめます。

- ・企画委員会を中心に、テーマを設定して、ミニシンポなどの公開研究会を企画します。これによって会員相互の交流と研究活動の発展に寄与します。テーマとしては「組合員の暮らしに生協はどう向き合うのか、その実践」、「高齢組合員の実情とその対応」、「組合員の活動は生協にとって有益か」、「組合員は生協に何を期待しているのか」などが考えられます。
- ・会員生協と研究所との共通テーマによる「共同研究」や会員生協からの「委託調査」を推進します。そのために広報活動を強めます。
- ・会員生協との連携強化のために講師活動をすすめます。講師活動には、会員生協に向いておこなう「出前講座」（会員生協主催）や研究所でおこなう「公開講座」（研究所主催）があります。「公開講座」には、時事問題をテーマにした「課題別講座」と生協を体系的に学ぶ「テーマ別講座」があります。講座の具体化について検討します。

<資料>

- 共同調査・共同研究とは団体会員または非団体会員と研究所がひとつのテーマで共同して調査・研究することで、その業績（報告書等）は公開を原則とします。費用負担は、共同する団体と研究所で協議して決めます。
- 受託調査とは調査の結果（報告書）を「非公開」とし、費用は委託元的全額負担とし、研究所の収益事業と位置づけます。受託調査に関わる研究者は、日当以外に最終収益に応じて謝礼を別途支給します。
- 上記の調査、研究は、双方で協議の上、契約書を作成することにします。

II. 総会記念シンポジウム、組合員理事トップセミナーの企画

1. 総会記念シンポジウムの企画をすすめます

- ・第25回2017年6月24日(土)～25日(日)に、同志社大学・良心館にて開催します。
- ・内容は「生協労働のあり方が、いま注目されている。」をテーマに杉本貴志氏の解題を

もとに「生協労働」を協同組合の実践事例から多面的に検討します。

- ・第1分科会は協同組合のユネスコ遺産登録記念企画として「今、考える『協同組合』の価値」、第2分科会は「協同組合による地域づくりへの道」、第3分科会は「生協職員の働き方を考える」を開催します。

2. 第19回生協組合員理事トップセミナーの開催

- ・日時：2017年12月2日(土)・3日(日)、会場：コープイン京都
- ・企画については、研究者の協力を得ながら、よびかけ人会議(4生協の団体会員の組合員理事)で企画の具体化をはかります。内容は、組合員理事の問題意識にかなった企画になるように工夫します。

Ⅲ. 編集・広報活動の推進

1. 『くらしと協同』

- ・さらに内容を充実させ生協はじめより多くの人々に役立つ紙面づくりを目指します。
- ・運営委員会での議論に基づき、研究所活動や企画に活かせるようにします。
- ・ホームページや学習企画を活用して普及をすすめます。
- ・取材、執筆、論文投稿などをおして、若手研究者の発表の場をつくるとともに、新たな研究者や各地域とのつながりを広げる機会にします。

2. 報告書等

シンポジウム、セミナーなど研究活動の成果は報告書を通じて会員等に発信していきます。

3. ホームページ

研究所の活動紹介や催しの開催案内を発信します。また『くらしと協同』や報告書などの刊行物についても発行に合わせ随時掲載します。

Ⅳ. 研究所の運営

1. 常任理事会・理事会

- ①常任理事会・理事会では、予算の進捗状況や課題の議論を深めます。
- ②企画委員および運営委員会の任命、基幹研究会の研究テーマ、構成員、責任者の任命、公募研究会の承認をおこないます。

2. 企画委員会

- ①企画委員会は団体会員である生協役職員と個人会員である研究者で構成されます。企画委員会は、生協の現場の状況や実践事例を実践家と研究者が共有し、それぞれの問題意識を出し合い、意見交換する場として大切にします。
- ②研究課題の発掘・提案を積極的に行ないます。そのためにも実践事例の意味づけなど普遍的な原理を探る議論を深めます。

3. 運営委員会

- ①意思決定機関として、研究者と事務局員で構成される運営委員会を新設し、常任理事会のもとに研究所の運営を日常的に担う組織とします。
- ②企画委員会で出された意見・要望を研究所の研究課題につなぐ役割をはたします。
- ③編集委員会の正副委員長および委員の推薦、くらしと協同全体研究会の召集、企画、運営の責任をおいます。
- ④会員の協力のもとに、公募研究会と自由研究会の新たな開設をめざします。

4. 編集委員会

- ①『くらしと協同』を年4回発行します。
- ②各号ごとに企画担当を決め、生協事業を意識しつつ企画の具体化をすすめます。
- ③若手研究者の発表の場としつつ、協同組合研究者のつながりを広げていきます。

2017 年度予算

- ① 2017 年度予算は管理費を削って研究活動と会員サービスにシフトした予算とします。引き続き研究所の将来のために若手研究者の交流の場を広げる内容とします。
- ② 事務局は、「必要だから使う」から「予算のなかでいかに豊かなものにするのか」という考え方を研究所内に徹底し、黒字経営をめざします。

第 3 号議案 規約改正の件

1. (入会)第 6 条

改正内容	改正前
(入会) 第 6 条 会員になろうとするものは、所定の入会申込書（個人用、団体用）を提出するとともに、第 37 条に定める会費を納入し、かつ常任理事会の承認をうけるものとします。 2. 賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書（個人用、団体用）を提出するとともに、第 37 条に定める賛助会員の会費を納入し、かつ常任理事会の承認をうけるものとします。	(入会) 第 6 条 会員になろうとするものは、所定の入会申込書（個人用、団体用）を提出するとともに、第 34 条に定める会費を納入し、かつ常任理事会の承認をうけるものとします。 2. 賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書（個人用、団体用）を提出するとともに、第 34 条に定める賛助会員の会費を納入し、かつ常任理事会の承認をうけるものとします。

(理由)

第 28 条に運営委員会の条文新設により付番を変更します。

2. (企画委員会)第 27 条

改正内容	改正前
(企画委員会) 第 27 条 研究所には、企画委員会を設けます。 2. 企画委員会は、専務理事が召集し、団体会員と個人会員で構成し、常任理事会が委員を任命します。 3. 企画委員会の目的、運営等必要な規程を別に定めるものとします。	(企画委員会) 第 27 条 研究所には、企画委員会を設けます。 2. 企画委員会は、専務理事および団体会員と研究委員会からの推薦者で構成し、委員は常任理事会が承認し、委員会は専務理事が主宰します。 3. 企画委員会は、研究所の事業計画の原案を検討します。

(理由)

企画委員会は生協の現場の状況や実践事例について団体会員と研究者が意見交換することを通じて研究所の研究課題に繋げるなど、研究所の運営と研究活動にとって重要な組織と位置付けています。したがって、その構成員は常任理事会が任命します。なお、運営規程は別途定めることとします。

3. (運営委員会)第 28 条

改正内容	改正前
(運営委員会) 第 28 条 研究所には、運営委員会を設けます。 2. 運営委員会は、事務局員及び 3 名以上 5 名以内の研究者で構成します。運営委員及び運営委員長は常任理事会の任命とします。運営委員会は運営委員長が召集し、月一回の開催とします。 3. 運営委員会の目的、運営等に係る規程を別に定めるものとします。	該当条文なし

(理由)

研究委員会の廃止に伴い、その中に位置付けられていた運営委員会は廃止となります。事業活動の意思決定機関であり、研究交流の場でもあった研究委員会の機能を分離し、日常活動の意思決定機関として位置づける新たな運営委員会を設置します。

4. (研究会)第 29 条

改正内容	改正前
(研究会等) 第 29 条 研究所には研究会、研究発表・交流、研究紙誌等、調査研究活動推進のために必要な要件を規程の中に設けることが出来ます。	該当条文なし

(理由)

研究委員会の廃止に伴い、研究委員会がもっていた研究交流や調査研究活動推進の役割は、新設される「くらしと協同全体研究会」に委譲し、必要な要件を規程の中に設けることとしました。

第 2 5 回総会議案書 資料集

2016年度講師紹介・講師活動の情報	P 2 4
2016年度活動日誌	P 2 6
くらしと協同の研究所 会費基準	P 2 9
くらしと協同の研究所 運営委員会規程	P 3 1
くらしと協同の研究所 企画委員会規程	P 3 3
くらしと協同の研究所 研究会等設置規程	P 3 4
くらしと協同全体研究会規程	P 3 6
『くらしと協同』編集委員会規程	P 4 1
くらしと協同の研究所 研究員規程	P 4 2
研究員登録用紙	P 4 3
くらしと協同の研究所 旅費規程 I	P 4 4
「くらしと協同の研究所」新組織図	P 4 7

(資料) 2016年度、講師紹介・講師活動の情報

*敬称略

*4月末までに連絡いただいた集計です。

- 6/ 1 (水) 北川太一 福島大学寄付講座(地域論Ⅰ)「地域の活性化に果たす協同組合の役割」
- 6/ 9 (木) 杉本貴志 コープ九州事業連合「協同組合原則とこれからの生協への期待
『共益』と『公益』をめざす協同組合とは
- 6/17 (金) 小池恒男 農林中金総合研究所「フランスの農業協同組合の営農面活動についての実証的研究」
- 6/19 (日) 杉本貴志 全国保険医協同組合連絡会「協同組合とは?～『共益』と『公益』
をめざす21世紀型協同組合を考える」
- 7/ 2 (土) 若林靖永 京都生協職員研修
- 7/ 9 (土) 若林靖永 京都生協職員研修
- 7/13 (水) 北川太一 鳥取・国際協同組合デー「協同組合の今日的価値と求められる役割」
- 7/22 (金) 杉本貴志 地域と協同の研究センター 第8回協同の未来塾
「イギリス生協運動と誕生と展開～ロッチデールから消費者運動へ」
「日本における生協運動～『日本型生協』の歩みと課題」
「共益から公益へ～社会の声を聞くマルチステークホルダー協同組合とは」
- 7/25 (月) 小池恒男 農業開発研修センター自主研究会「生活協同組合のガバナンス問題についてどう考
える」
- 7/30 (土) 杉本貴志 地域と協同の研究センター 第2回共同購入マイスターコース
「協同組合の歴史と日本の生協運動への期待」
- 8/ 3 (水) 杉本貴志 中部労福協 第4回労働運動・労働者福祉運動の理念・歴史・リーダー養成講座
「社会的期待に応える非営利・協同組織～組合員組織に課せられた新たな課題～」
- 8/10 (水) 小池恒男 滋賀県生協連IYC記念滋賀県協同組合協議会「TPP協定のこれからの産消提携―協同
組合と保護政策の行方」、
- 8/18 (木) 杉本貴志 第1回協同組合塾「これからの地域社会における協同組合の役割」
- 8/20 (土) 若林靖永 コープしが職員研修
- 8/24 (水) 北川太一 兵庫県・協同組合セミナー「これからの社会における協同組合の役割」
- 8/29 (月) 若林靖永 第2回近畿地区生協・行政合同会議 講演
- 9/ 1 (木) 青木美紗 京都生協 コープカレッジ「農につながる食」
- 9/ 2 (金) 青木美紗 JA広島県中央会「平成28年度女性営農指導員による営農活動に関する情報交換会」
- 9/ 6 (火) 青木美紗 京都生協 コープカレッジ「農につながる食」
- 9/10 (土) 杉本貴志 コープあいち2016年度新入協生研修
「歴史と世界から学ぶ生協の意義と課題」
- 9/10 (土) 若林靖永 コープしが職員研修
- 9/15 (木) 加賀美太記 地域と協同の研究センター『協同の未来塾』第9回
- 9/18 (日) 若林靖永 京都府くらしのひろば「世界と未来を変える エシカル消費」トーク・セッション
- 9/21 (水) 川口啓子 コンシューマーズ京都フォーラム「2R老いる前の物の整理」
- 9/24 (土) 小池恒男 本研究所「TPP協定の問題を考えるシンポジウム」
- 9/24 (土) 高山一夫 本研究所「TPP協定の問題を考えるシンポジウム」
- 9/28 (水) 若林靖永 生協総合研究所 第2次2050研究会
- 9/28 (水) 加賀美太記 鳥取県生協理事学習会
- 10/8 (土) 川口啓子 和歌山民医連「全日本民医連 近畿・東海・北陸 各地方協議会事務幹部養成学校
実行委員会」「組織と民主主義」(仮)
- 10/ 8 (土) 小池恒男 日本協同組合学会「フランスの農業協同組合における農業指導の現状・特徴・示唆」
- 10/ 8 (土) 川口啓子 民医連近畿・東海・北陸地方評議会事務管理者慣習
「組織と民主主義―事務労働の本質と事務管理者の役割」
- 10/24 (月) 北川太一 山形県生協連・生協学校「協同組合の理念と社会的な使命」

11/ 2 (水) 若林靖永 2016年度 第1回みやぎ生協・コープ東北「所属長会議」講演
 11/12 (土) 若林靖永 コープしが職員研修
 11/15 (火) 川口啓子 コンシューマーズ京都フォーラム「2R老いる前の物の整理」福知山
 11/25 (金) 加賀美太記 鳥取県生協理事学習会
 11/28 (月) 上野勝代 京都高齢者生協「高齢者と若者の共住を考えるシンポジウム」
 11/30 (水) 若林靖永 生協総合研究所 第2次2050研究会
 12/ 2 (金) 青木美紗 JA広島県中央会「女性営農指導員による営農指導活動に関する意見交換会」
 12/ 3 (土) 若林靖永 コープしが職員研修
 12/ 5 (月) 川口啓子 大阪民医連エキスパートナース学習講演「中堅看護師の役割－職場づくりについて」
 12/ 6 (火) 若林靖永 ユーコープ役員研修会
 12/10 (土) 若林靖永 組合員理事トップセミナー
 1/ 7 (土) 若林靖永 JC総研 公開研究会
 1/13 (金) 青木美紗 JA広島県中央会「女性営農指導員による営農指導活動に関する意見交換会」
 1/14 (土) 川口啓子 城陽新婦人男女共同参画事業学習会「医療・介護の危機に壊されない地域をつくる」
 1/18 (水) 青木美紗 京都生協 北ブロック新春総代のつどい「農につながる食」
 1/28 (土) 若林靖永 岡山医療生協理事研修
 2/ 1 (水) 若林靖永 京都生協 虹の会 生活関連部会研修会
 2/ 2 (木) 若林靖永 日生協ビジネススクール
 2/ 7 (火) 川口啓子 民医連近畿地協 介護事業管理者養成研修会「職場づくりと管理者の役割」
 2/11 (土) 若林靖永 日生協宅配事業責任者交流会
 2/15 (水) 上掛利博 京都府生協連「人間の福祉(幸せ)と地域に於ける生協の役割」
 3/ 3 (金) 小池恒男 京都市「『30年問題』とそのもとでの農業再生の道」、環境にやさしい
 米づくり研究会、京山、京都生協
 3/ 6 (月) 小池恒男 島根県松江市「真の農協改革への道－組織力・総合力で切り拓け－」島根県JA役員
 研修会。島根県市町村振興センター
 3/15 (水) 青木美紗 JA広島県中央会「女性営農指導員による営農指導活動に関する意見交換会」成果報告
 3/22 (水) 青木美紗 エフコープ生協「エフフレンズ研修会」
 3/24 (金) 小池恒男 大阪市南港「米の文化と歴史」、米・食味鑑定士資格講習会、ホテルコスモスクエ
 ア国際交流センター
 3/25 (土) 川口啓子 鹿児島民医連(鹿児島医療生協、奄美医療生協、他)「人・集団づくりと管理労働、
 幹部の役割－職場をつくる・地域をつくる」
 4/10 (月) 村田武 東都生協初任者研修会「協同組合運動の歴史に学ぶ－協同組合はグローバリズム・
 新自由主義とどう闘うか－」
 4/15 (土) 小池恒男 大阪市京橋「どうなる！食の安全・安定供給？－日本に農業はいらないか？－」
 食料を守り、日本農業再建を進める大阪府民会議大阪私学会館

(資料) 2016年度 活動日誌

- 6/17 『くらしと協同』夏号、『生協研究会報告集』発送
- 6/20 くらし福祉研究会、洛西調査活動
- 6/22 西日本産直協議会
- 6/25 第23回総会、総会記念シンポジウム
- 6/26 総会記念シンポジウム分科会
- 6/28 京都コンシューマ「これからのエネルギーとの付き合い方」
- 6/29 編集委員会
- 7/11 くらし福祉研究会、洛西調査
- 7/12 協同総合研究所との懇談
- 7/14 くらし福祉研究会
- 7/17 おおさかパルコープ「蒲生君平氏」偲ぶ会
- 7/25 生協労働研究会
- 7/25 編集委員会
- 7/28 「今『協同』が創る2017全国集会」実行委員会(オブザーバー参加)
- 8/3 地域と協同の研究センター懇談
- 8/12 企画・運営合同委員会
- 8/24 呼びかけ人会議
- 8/26 くらし福祉研究会
- 9/3 「今『協同』が創る2017全国集会」第2回実行委員会
- 9/5 編集委員会
- 9/7 呼びかけ人会議
- 9/9 くらし福祉研究会 「協同福祉会」訪問調査
- 9/10 第1回常任理事会
- 9/12 くらし福祉研究会 「いずみ市民生協」訪問調査
- 9/16 TPPシンポジウム打合せ
- 9/20 くらし福祉研究会
- 9/24 TPPシンポジウム
- 10/3 くらし福祉研究会「福井県民生協」訪問調査
- 10/13 ヘルスコープおおさか調査チーム会議
- 10/17 くらし福祉研究会「福井県民生協」小浜地区訪問調査
- 10/18 企画委員会
- 10/19 運営委員会
- 10/22 第1回研究委員会
- 10/23 全国協同集会キックオフ集会

10/25 くらし福祉研究会
11/5 第2回常任理事会
11/5 生協研究会と生協総研「松田」氏との意見交換会
11/9 編集委員会
11/18 運営委員会
11/30 呼びかけ人会議
12/5 編集委員会(関西大学)
12/10 第18回組合員理事トップセミナー
12/11 組合員理事トップセミナー 2日目
12/16 運営委員会
12/17 臨時常任理事会
12/17 第1回理事会
12/20 くらし福祉研究会
12/26 生協労働研究会
12/26 編集委員会
12/28 呼びかけ人会議

2017年

1/20 第1回若手研究者の集い
1/25 運営委員会
2/4 第2回研究委員会
2/6 編集委員会
2/14 企画委員会
2/17 運営委員会
2/25 第3回常任理事会
3/8 編集委員会
3/13 くらし福祉研究会
3/17 第2回若手研究者の集い
3/17 運営委員会
3/21 生協労働研究会
3/24 呼びかけ人会議
4/3 くらし福祉研究会(洛西地域調査報告会)
4/4 編集委員会
4/7 第25回総会記念シンポジウム第一次案内発送
4/8 研究委員会
4/17 研究所会計監査

4/20 研究所会計監査報告（監査法人グラビタス）
4/21 運営委員会
4/23 暮らし福祉研究会
4/28 第25回総会記念シンポジウム確定案内発送
5/ 9 企画委員会
5/12 編集委員会
5/13 第4回常任理事会
5/13 第2回理事会
5/20 呼びかけ人会議
5/26 運営委員会
5/31 研究所監事会
6/ 5 編集委員会

くらしと協同の研究所会費基準

この研究所は、規約第 35 条の規定にもとづき、会員および賛助会員の会費基準を次のとおり定めます。

(団体会員の会費)

第 1 条 会員たる団体の会費は、年額を次の会費基準によるものとします。

(1) 購買生協

前年度の年間供給高	5 億円未満	1/2 口	月額 2.5 千円 (年額 3 万円)
	10 億円未満	1 口	5 千円 (6 万円)
	25 億円未満	2 口	1 万円 (12 万円)
	50 億円未満	4 口	2 万円 (24 万円)
	75 億円未満	6 口	3 万円 (36 万円)
	100 億円未満	8 口	4 万円 (48 万円)
	150 億円未満	9 口	4.5 万円 (54 万円)
	200 億円未満	10 口	5 万円 (60 万円)
	250 億円未満	11 口	5.5 万円 (66 万円)
	300 億円未満	12 口	6 万円 (72 万円)
	350 億円未満	13 口	6.5 万円 (78 万円)
	400 億円未満	14 口	7 万円 (84 万円)
	450 億円未満	16 口	8 万円 (96 万円)
	500 億円未満	18 口	9 万円 (108 万円)
	550 億円未満	20 口	10 万円 (120 万円)
	600 億円未満	25 口	12.5 万円 (150 万円)
	600 億円以上	30 口	15 万円 (180 万円)

(2) 関西管内の府県連、事業連合、医療生協等

1 口月額 5 千円 (年額 6 万円)、1 口以上の口数加入とします。

(3) 生協以外の協同組合等

1 口月額 5 千円 (年額 6 万円)、1 口以上の口数加入とします。

(4) 特定非営利法人等

1/2 口月額 2.5 千円 (年額 3 万円)、1/2 口以上の口数加入とします。

(団体賛助会員の会費)

第 2 条 賛助会員たる団体の会費は、年額を次の会費基準によるものとします。

(1) 購買生協

前年度の年間供給高	50 億円未満	1 口	月額 5 千円 (6 万円)
	100 億円未満	2 口	1 万円 (12 万円)
	200 億円未満	3 口	1. 5 万円 (18 万円)
	300 億円未満	4 口	2 万円 (24 万円)
	400 億円未満	5 口	2. 5 万円 (30 万円)
	500 億円未満	6 口	3 万円 (36 万円)
	600 億円未満	7 口	3. 5 万円 (42 万円)
	700 億円未満	8 口	4 万円 (48 万円)
	700 億円以上	10 口	5 万円 (60 万円)

(2) 関西管内以外の府県連、事業連合、医療生協等

1 口月額 5 千円 (年額 6 万円)、1 口以上の口数加入とします。

(3) 全国連合会

第 2 条 (1) 賛助会員の購買生協の基準と同様とします。

(4) 生協以外の協同組合等

第 1 条 (3) 正会員たる生協以外の協同組合等の基準と同様とします。

(5) 株式会社等

1 口月額 5 千円（年額 6 万円）、1 口以上の口数加入とします。

(6) 特定非営利法人等

1/5 口月額 1 千円（年額 1 万 2 千円）、1/5 口以上の口数加入とします。

（個人会員の会費）

第 3 条 会員たる個人の会費は、1 口月額 500 円（年額 6 千円）とします。

賛助会員たる個人の会費も同様とします。

なお、学生・大学院生の会費については、上記の半額（年額 3 千円）とします。

（会費の納入）

第 4 条 会費の納入は年 1 回とし、毎年 5 月末日までに納入するものとします。

ただし、新規会員は、入会時に月割りで会費を納入するものとします。

（配布等の基準）

第 5 条 団体会員（賛助会員）がこの研究所の施設を利用することならびに資料・刊行物等の配布を受ける数量は、口数に準じるものとします。

（会費基準の改訂）

第 6 条 会費基準の改訂は、西暦の奇数年毎に行なうものとします。

付則 本基準は、1993 年 6 月 26 日から施行します。

2. 本基準の改定は、2003 年 4 月 26 日（2002 年度第 4 回理事会の日）から施行します。

3. 本基準の改定は、2006 年 4 月 22 日（2005 年度第 3 回理事会の日）から施行します。

4. 本基準の改定は、2017 年 6 月 25 日（2017 年度第 1 回理事会の翌日）から施行します。

くらしと協同の研究所運営委員会規程（新設）

（総則）

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第28条に定める運営委員会の目的と役割、構成、委員の選任と任期、会議について定めます。

（目的）

第2条 運営委員会は、研究所の運営に主体的に参画し、研究所規約第3条に定める研究所の目的の実現に貢献します。

（役割）

第3条 研究所規約第4条のさだめる研究所業務の具体化とその推進に参画します。

2. 運営委員会は、個人会員より編集委員候補を常任理事会に推薦します。
3. 運営委員会は、企画委員会に事業計画およびその具体化について提案を行います。
4. 運営委員会は、くらしと協同全体研究会を主宰し、企画・運営等を行います。
5. 運営委員会は、常任理事会のもとに必要な事項を具体化します。

（構成）

第4条 運営委員会は、研究所事務局員と個人会員の研究者3名以上5名以内で構成され、委員の総数は8名程度とします。

（委員の選任）

第5条 運営委員及び運営委員長は常任理事会の任命とします。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとします。

2. 選任された委員に欠員が生じたときは、そのつど第5条の選任方法によって委員を補充することができます。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

（会議等）

第7条 運営委員会の招集ならびに議長は委員長が行います。委員長に事故あるときは、事務局長が招集します。

2. 運営委員会は、月1回開催し、本規程第3条に定める役割を日常的に担います。

（報酬等）

第8条 委員は旅費規程Ⅰにより、日当、交通費、食費、宿泊費を支給する。研究所事務局は別途基準により支給する。

（事務局）

第9条 運営委員会の事務局は、規約第37条の規定する研究所事務局が担当します。

（議事録）

第10条 運営委員会は、開催のつど議事録を作成し、委員に配布し、事務局が保存します。

(規程の改正)

第 11 条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017 年 6 月 25 日から施行します。

くらしと協同の研究所 企画委員会規程（新設）

（総則）

第 1 条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第 27 条に定める企画委員会の目的と役割、構成、委員の選任と任期、会議について定めます。

（目的）

第 2 条 企画委員会は、生協現場の状況や実践事例を団体会員と研究者が共有し、それぞれの問題意識を出し合い、意見交換する事を通じて研究所の研究課題に繋がります。

2. 企画委員会で論議した内容をふまえて、研究所の研究課題につなげていきます。そのためにも実践事例の意味づけなど普遍的な原理を探る議論を研究分野のところで深めます。

（役割）

第 3 条 団体会員の現場の状況を報告し、研究所への期待・要望を発信します。

2. 現場の状況や期待・要望を研究所の課題に繋がります。
3. 研究所の事業計画の原案を検討します。

（構成）

第 4 条 企画委員会は、専務理事、団体会員、個人会員、事務局長で構成します。企画委員会は専務理事が主宰します。

（委員の選任）

第 5 条 企画委員会の委員は団体会員と個人会員から常任理事会が任命します。

（委員の任期）

第 6 条 委員の任期は 1 年間とし、再任を妨げないものとします。

2. 選任された委員に欠員が生じたときは、そのつど第 5 条の選任方法によって委員を補充することができます。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

（会議等）

第 7 条 企画委員会の招集ならびに議長は委員長が行います。委員長に事故あるときは、事務局長が招集します。

2. 企画委員会は、年 4 回開催し、本規程第 3 条に定める役割を担います。

（報酬等）

第 8 条 委員のうち、団体会員は旅費規程 I により交通費、食費、宿泊費を支給、個人会員は旅費規程 I により日当、交通費、食費、宿泊費を支給します。

（事務局）

第 9 条 企画委員会の事務局は、規約第 36 条の規定する研究所事務局が担当します。

（規程の改正）

第 10 条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017 年 6 月 25 日から施行します。

くらしと協同の研究所 研究会等設置規程（新設）

（総則）

第 1 条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第 29 条に定める研究会設置の目的と種類、設置の手続き、期間、援助内容について定めます。

（目的）

第 2 条 研究所は、会員の調査研究活動を推進し、“くらしと協同”の研究の深化発展を図るため研究会を設けます。研究会は研究所規約第 3 条の目的実現に貢献します。

（研究会の種類）

第 3 条 研究所が認める研究会は、常任理事会の議決をへて設置する「基幹研究会」と、個人会員からの申請に基づき運営委員会で審査し、常任理事会の承認をもって開設する「公募研究会」、同様に個人会員の申請にもとづき運営委員会で審査、承認する「自由研究会」の 3 種類があります。

2. 研究所には、他の団体と共同して行う「共同研究」と「共同調査」、及び他の団体からの依頼により行う「受託調査」があります。

（基幹研究会）

第 4 条 基幹研究会は、常任理事会の議決をへて設置されるものとし、その設置手続きと運営は次に定めるところによります。

2. 運営委員会は、年度の事業計画に基づき基幹研究会の設置について検討し、常任理事会に提案します。

3. 研究会の構成員及び責任者は、常任理事会が任命します。

4. 研究期間は 2 年間を基本とし、期間終了時に研究成果を報告書としてまとめ常任理事会に提出します。

5. 研究会の構成員には、研究所の規定にもとづいて、交通費、食費、宿泊費、日当を支給します。

6. 研究会が対外的な調査活動や発表を行うときは、あらかじめ運営委員会に報告し、承認を得るものとします。

7. 基幹研究会の責任者は会員とし、非会員は 3 割を超えない範囲を原則とします。

（公募研究会）

第 5 条 公募研究会の活動費は研究援助金方式とし、年度の公募研究会予算の範囲で各公募研究会の活動計画に基づき運営委員会で検討し、各研究会に割り振ります。研究期間は 2 年を限度とし、研究援助金の支給と会計報告は決算年度（3/21～翌年 3/20 の期間）に対応して毎年一回おこないます。研究活動終了の際は、2 年間の範囲で研究報告書を運営委員会に提出します。研究報告書は 2 万字を超えるものとします。

2. 公募研究会は所定の「公募研究会申請書」を運営委員会に提出し、審査の後、常任理事会の承認をうけます。「公募研究会申請書」には研究テーマ、2年間の研究活動計画と予算概算を明記します。1研究会には単年度で最低10万円を援助します。
3. 公募研究会の責任者は会員とし、非会員は構成員の4割を超えない範囲を原則とします。
4. 研究会には会計担当を決め、援助費を自主管理し、単年度ごとに会計報告書を提出する義務があります。
5. 申請期限は7月7日（土、日、祝を除く前日）までとし、10月より2年間に上限に研究活動を行います。
6. 研究会が対外的な調査活動や発表を行うときは、あらかじめ運営委員会に報告し、承認を得るものとします。

（自由研究会）

第6条 基幹研究会、公募研究会以外の研究会のうち、運営委員会に「自由研究会登録書」を提出し、運営委員会の承認を得られた研究会を「自由研究会」とします。年度ごとに「年間活動報告書」を運営委員会に提出します。

2. 自由研究会の責任者は会員とし、非会員は構成員の6割を超えない範囲を原則とします。
3. 研究所所有の書籍や資料及び施設の利用については使用する2日前（土、日、祝を除く）までには連絡をすることとします。他団体への調査依頼は、調査希望日の2か月前とします。

（共同研究・共同調査、受託調査）

第7条 共同研究・共同調査とは、他の団体と研究所が一つのテーマで共同して調査・研究する事で、その業績は公開を原則とします。

2. 共同研究・共同調査にかかる費用負担の割合は協同する団体と研究所で協議して決めます。
3. 受託調査とは、他の団体より依頼を受け、研究所が受託して行う調査の事をいい、報告書は「非公開」を原則とし、費用は全額委託元が負担します。

（規程の改正）

第8条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認を経て制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

くらしと協同全体研究会規程（研究委員会規程との比較表）

改正内容	改正前	改正理由
（総則） 第 1 条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第 29 条に定める研究会、研究発表・交流を推進するための「くらしと協同全体研究会」（以下「全体研究会」という）の目的と役割について定めます。	（総則） 第 1 条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第 29 条に定める研究委員会の目的と役割、構成、委員の選任と任期、会議および運営委員会について定めます。	<改訂理由> 旧来の研究委員会が廃止することから、その委員会が担ってきた研究分野の発表と交流の場として新たにくらしと協同全体研究会を設けます。
（目的） 第 2 条 全体研究会は、研究所の研究活動に関わる分野の発表と交流の場として設けます。全体研究会の活動を通じて研究所規約第 3 条に定める研究所の目的の実現に貢献します。	（目的） 第 2 条 研究委員会は、研究所の運営に主体的に参画し、研究所規約第 3 条に定める研究所の目的の実現に貢献します。	同上
（役割） 第 3 条 研究所規約第 3 条のさだめる研究所業務の調査研究業務に貢献します。 2. 全体研究会は、各研究会から研究活動や研究成果の報告を受けるとともに交流をおこないます。	（役割） 第 3 条 研究所規約第 3 条のさだめる研究所業務の具体化とその推進に参画します。 2. 研究委員会は、規約第 27 条にもとづき、常任理事会に企画委員候補を推薦します。 3. 研究委員会は、企画委員会に事業計画およびその具体化について提案を行います。 4. 研究委員会は、各研究会から研究活動や研究成果の報告を受けるとともに会員へも報告を行います。	研究委員会の目的に照らして役割を表記しました。

改正内容	改正前	改正理由
(構成) 廃止	(構成) 第4条 研究委員会は、研究所の個人会員から選出された委員および規約第28条第2項にさだめる研究委員長で構成されるものとし、委員の総数は35名程度とします。 2. 研究委員会は若干名の運営委員を選出します。 3. 研究委員会は研究委員の中から副委員長を選出することができます。	
(委員の選任) 廃止	(委員の選任) 第5条 前条のうち個人会員から選出される委員は個人会員から申告された委員候補者の中から、理事会の議決によって選任されるものとします。	
(委員の任期) 廃止	(委員の任期) 第6条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとします。 2. 選任された委員に欠員が生じたときは、そのつど第5条の選任方法によって委員を補充するものとし、補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とします。	

改正内容	改正前	改正理由
(準備会等) 第4条 全体研究会は、運営委員会の長が主宰します。 2. 全体研究会の企画など準備及び当日の運営等について具体化するための準備会を設置することができます。準備会は、研究会及び研究員に登録した者の中から運営委員会が選出することができます。	(会議等) 第7条 研究委員会の会議の招集ならびに議長は研究委員長が行います。研究委員長に事故あるときは、運営委員が招集し、議長は出席した運営委員の中から研究委員の互選によって選出するものとします。 2. 研究委員会の委員は研究委員長にたいして、研究委員会会議の招集を要請することができます。 3. 研究委員会は、必要に応じて委員でない会員および非会員に委員会への出席を求めることができます。 4. 研究委員会の委員は、運営委員会および事務局から定期的に会議の報告および研究情報の提供を受けます。また、研究所のホームページにプロフィール等を掲載することができます。	全体研究会の準備の過程で、英知を結集して目的を達成するために運営委員会のもとに準備会の設置が出来るように規定に盛り込みました。
(運営委員会) 廃止	(運営委員会) 第8条 運営委員会は運営委員と研究委員長で構成し、議長は研究委員長があたります。 2. 運営委員会は、おおむね月1回開催するものとし、本規程第3条に定める研究委員会の役割を日常的に担います。	

改正内容	改正前	改正理由
(報告者・運営者の報酬等) 第 5 条 全体研究会準備会の構成員は、旅費規定 I にもとづく旅費交通費、宿泊費、食費および日当を支給します。 2. 全体研究会の報告者、発表者等については、旅費規定 I にもとづく旅費交通費、宿泊費、食費および日当を支給します。 3. 上記 1、2 を支給するにあたっては、運営委員会の承認を必要とする。	(委員の報酬等) 第 9 条 研究委員会委員は無給とします。ただし、旅費規定 I にもとづく旅費交通費、宿泊費、食費および日当を支給します。	
(事務局) 第 6 条 全体研究会の事務局は、規約第 36 条の規定する研究所事務局が担当します。	(事務局) 第 10 条 研究委員会の事務局は、規約第 37 条の規定する研究所事務局が担当します。 2. 研究会ならびに特別委員会の事務局担当者については、それぞれの研究会・委員会において選出し、研究委員会の承認をえるものとします。	条文変更により修正します。
(議事録) 廃止	(議事録) 第 11 条 研究委員会会議については、開催のつど議事録を作成し、研究委員に配布し、事務局が保存します。 2. 研究所の会員はいつでも議事録を閲覧することができます。	

改正内容	改正前	改正理由
(規程の改正) 第 7 条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。 附則 2017 年 6 月 25 日から施行します。	(規程の改正) 第 12 条 本規程の改正は、研究委員会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。 付則 この規程は、2002 年 12 月 21 日(2002 年度第 3 回理事会の日)から施行します。 2. この規定の改正は、2003 年 4 月 26 日(2002 年度第 4 回理事会の日)から施行します。 3. この規程の改正は、2012 年 6 月 30 日(2011 年度第 4 回理事会の日)から施行します。	研究委員会規程は廃止します。

『くらしと協同』編集委員会規程（新設）

（総則）

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第29条にもとづき『くらしと協同』編集委員会(以下「編集委員会」という)を設置し、その目的と役割、構成、委員の選任と任期、会議について定めます。

（目的）

第2条 編集委員会は、研究所規約第3条に定める研究所の目的の実現に貢献するために、季刊誌『くらしと協同』の編集を担います。

（役割）

第3条 くらしや協同をめぐる社会で問題となっている事や、時代に応じた課題を探り出し、『くらしと協同』を通じて調査、発信をします。

（構成）

第4条 編集委員会の委員は、個人会員若干名と研究所事務局員、院生事務局員で構成されます。

（委員の選任）

第5条 運営委員会が推薦し、委員全員及び編集委員長は常任理事会が承認します。

（委員の任期）

第6条 委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとします。

2. 選任された委員に欠員が生じたときは、そのつど第5条の選任方法によって委員を補充することができます。補充された委員の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

（会議等）

第7条 編集委員会の招集は委員長がおこないます。編集委員会には委員長を補佐する副編集長を設けることができます。副編集長は常任理事会が承認します。

（報酬等）

第8条 編集委員は旅費規程Ⅰにより日当、交通費、食費、宿泊費を支給します。研究所事務局は別途基準により支給します。但し、原稿料が支給される場合については、日当は支給しません。

（事務局）

第9条 編集委員会の事務局は、規約第36条の規定する研究所事務局が担当します。

（規程の改正）

第10条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

くらしと協同の研究所 研究員規程（新設）

（総則）

第1条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第29条に基づき、研究員登録制度を設けた目的と役割、手続きについて定めます。

（目的）

第2条 研究員は研究所の調査・研究活動等推進のために主体的に参画し、研究所規約第3条に定める研究所の目的の実現に貢献します。

（構成）

第3条 研究員は、登録を希望する個人会員で構成されます。

（役割）

第4条 研究員は次の活動並びに協力を行います。

- ・研究所の調査・研究活動
- ・講師活動

（手続き）

第5条 研究員として登録を希望する個人会員は「研究員登録用紙」を提出し、運営委員会で承認します。

（広報）

第6条 研究員はホームページなどで紹介されます。

（報酬等）

第7条 研究員は無給とします。

（規程の改正）

第8条 本規程の改正は、常任理事会の発議にもとづいて理事会が審議し、その承認をへて制定するものとします。

付則 この規程は、2017年6月25日から施行します。

研究員登録用紙

くらしと協同の研究所 理事長 ○○ ○○ 殿

- ・くらしと協同の研究所の「くらしと協同の研究所研究員規程」に基づき研究員として登録します。
- ・登録後、くらしと協同の研究所の研究員としてホームページに掲載させていただきます。

年 月 日

氏名		フリガナ	
住所	〒 ー		
電話		FAX	
Eメールアドレス			
勤務先（大学）名			
所属（学部）		役職名	
勤務先住所	〒 ー		
勤務先電話		FAX	
Eメールアドレス			
リンク先アドレス			
研究員は右の役割を担います	☐ 調査・研究活動に参加 ☐ 講師活動		
日常の連絡先・郵便物の送付先 （希望する送付先に○をつけてください）	☐ 自宅 ☐ 勤務先		

■ 専門研究分野、当研究所の所属研究会などをご記入下さい。

--

送付先

FAX : 075-211-5037 TEL : 075-256-3335
 e-mail: kki@ma1.seikyou.ne.jp (ma1 の 1 は数字の 1 です)

くらしと協同の研究所 旅費規程 I

改正内容	改正前	改正理由
(目的) 第 1 条 この規程は、くらしと協同研究所規約第 18 条にもとづく研究所の役員（理事、監事）ならびに運営委員会委員が、理事会、常任理事会、運営委員会の認める会議、ならびに調査研究等の本研究所の業務を遂行するために出張する場合の旅費交通費、宿泊費、食費、日当の支給についてさだめます。	(目的) 第 1 条 この規程は、くらしと協同の研究所規約第 18 条にもとづく研究所の役員（理事、監事）ならびに研究委員会委員、および研究委員会の認めたもの（特別委員会の委員等）が、理事会、常任理事会および研究委員会の認める会議ならびに調査研究等の本研究所の業務を遂行するために出張する場合の旅費交通費、宿泊費、食費、日当の支給についてさだめます。	今回の組織改革に合わせて「研究委員会」を「運営委員会」に変更しました。
(旅費交通費) 変更なし	(旅費交通費) 第 2 条 原則として、最短経路の公共交通機関（航空機を含む）を使用するものとし、使用交通機関の実費を別表にもとづいて支給します。 2. 航空機を使用する場合は事前に事務局長の許可を得るものとしします。 3. 起点は自宅または勤務先からとします。	
(宿泊) 変更なし	(宿泊) 第 3 条 宿泊を必要とする場合は、別表にもとづいて宿泊費を支給します。ただし、研究所事務局が宿泊を斡旋する場合には、宿泊料実費（朝食費を含む）を研究所の負担とします。 2. 車（船、航空機）中泊にあたった場合も宿泊とみなし、寝台料金または宿泊費を支給します。	
(食事) 第 4 条 別表にもとづいて、宿泊費に含まれない食費を支給します。ただし、研究所が食事を準備する場合には、食費は支給しないものとします。宿泊を伴わない場合で、第 1 条に定める業務が午後 1 時まで、または午後 8 時を超える場合は、食費を支給するか、または食事を準備するものとします。	(食事) 第 4 条 別表にもとづいて、宿泊費に含まれない食費を支給します。ただし、研究所が食事を準備する場合には、食費は支給しないものとします。宿泊を伴わない場合で、第 1 条に規程する業務が正午、または夜間におよぶときは、食費を支給するか、または食事を準備するものとします。	昼食、夕食の時間帯を明記しました。

改正内容	改正前	改正理由																																								
(日当) 第5条 別表にもとづいて日当を支給します。ただし、業務が短期間で終了するような場合については、拘束時間に応じて別表の1/2まで減額することができるものとします。	(日当) 第5条 別表にもとづいて日当を支給します。ただし、業務が短期間で終了するような場合については、拘束時間に応じて別表の1/2まで減額することができものとします。 なお、自主的な研究活動（常設研究会等）のための会議への出席や出張については日当を支給しないものとします。	日当が制度として支給するのは基幹研究会のみです。文中「なお、・・・日当を支給しないものとします。」を削除しました。																																								
(支給額) 第6条 第2条、第3条、第4条、第5条の別表を次のようにさだめます。 旅費交通費 料金実費(特急券、座席指定券含む) 宿泊費 14000 円を上限 食費 昼 1000 円 夜 1500 円 日当 3000 円 会議、研究会ごとの対象基準は以下の通りです。 <table><tr><th>会議・研究会</th><th>旅費・交通費</th><th>宿泊費</th><th>食費</th><th>日当</th></tr><tr><td>理事会・常任理事会 会・企画委員会・ 運営委員会・ 監事会</td><td>実費</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>基幹研究会</td><td>実費</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>共同研究</td><td>実費</td><td>○</td><td>○</td><td>なし</td></tr><tr><td>公募研究会</td><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td></tr><tr><td>自由研究会</td><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td><td>なし</td></tr><tr><td>編集委員会(但し 原稿料が発生する取 材には日当は無し)</td><td>実費</td><td>○</td><td>○</td><td>※ ○</td></tr><tr><td>受託調査</td><td>実費</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	会議・研究会	旅費・交通費	宿泊費	食費	日当	理事会・常任理事会 会・企画委員会・ 運営委員会・ 監事会	実費	○	○	○	基幹研究会	実費	○	○	○	共同研究	実費	○	○	なし	公募研究会	なし	なし	なし	なし	自由研究会	なし	なし	なし	なし	編集委員会(但し 原稿料が発生する取 材には日当は無し)	実費	○	○	※ ○	受託調査	実費	○	○	○	(支給額) 第6条 第2条、第3条、第4条、第5条の別表を次のようにさだめます。 旅費交通費 料金実費(特急券、座席指定券含む) 宿泊費 14000 円を上限 食費 昼 1000 円 夜 1500 円 日当 3000 円	機関運営会議(理事会、常任理事会、企画委員会、運営委員会等)については旅費交通費、宿泊費、食費、日当を支給します。研究活動(基幹研究会等)旅費交通費、宿泊費、食費、日当を支給します。旅費交通費については現在の定額支給を実費支給に変更をします。
会議・研究会	旅費・交通費	宿泊費	食費	日当																																						
理事会・常任理事会 会・企画委員会・ 運営委員会・ 監事会	実費	○	○	○																																						
基幹研究会	実費	○	○	○																																						
共同研究	実費	○	○	なし																																						
公募研究会	なし	なし	なし	なし																																						
自由研究会	なし	なし	なし	なし																																						
編集委員会(但し 原稿料が発生する取 材には日当は無し)	実費	○	○	※ ○																																						
受託調査	実費	○	○	○																																						

改正内容	改正前	改正理由
(費用の精算) 変更なし	(費用の精算) 第7条 この規程に関する費用の精算は、原則として1週間以内に領収書（および費用支出を認める証憑）を添えて研究所事務局に請求するものとします。	
(仮払い) 変更なし	(仮払い) 第8条 業務に関わる必要経費は、事務局長の許可を得て仮払いを受けることができます。仮払いの金額は、原則として帰着後1週間以内に領収書（および証憑）を添えて精算するものとします。	
(運用) 変更なし	(運用) 第9条 この規程の運用は、研究所の事務局長が決定するものとします。	
(改廃) 変更なし	(改廃) 第10条 この規程の改廃は、事務局長の発議にもとづいて理事会が審議し、理事会が承認したときは理事長が制定するものとします。	

「くらしと協同の研究所」新組織図



